



# 島根県報

令和元年12月6日（金）

## 第 6 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【規 則】**

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	（防災危機管理課）	2
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	5
島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則	（農業経営課）	5

**【告 示】**

保安林予定森林	（森林整備課）	6
森林法第189条の規定による告示及び掲示（8件）	（       "       ）	6
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅（2件）	（水産課）	11

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第46号）

#### 1 規則の概要

- (1) 救助費用の単価を改定することとした。（第3条・第4条・第5条・第7条・第11条・第13条・第14条・第14条の3・第14条の4・第26条関係）
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第47号）

#### 1 規則の概要

- (1) 措置費等の徴収額の決定に係る世帯の階層区分の認定に関する規定の改正（別表第1—別表第3関係）
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第48号）

#### 1 規則の概要

- (1) 検査員は、受託者に対する検査の着手に際しては、監事等以外の役員その他の責任者に対し、検査命令書を提示しなければならないこととした。（第7条関係）
- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第46号

島根県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

島根県災害救助法施行細則（昭和33年島根県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「得難いときは、野外における仮小屋の設置又は天幕の設営によりすることができる」を「利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する」に改め、同条第3項中「避難所設置」を「避難所の設置」に、「320円」を「330円」に改め、同項ただし書を削り、同条第4項を次のように改める。

4 福祉避難所（高齢者、障がい者その他の避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要なその地域における通常の実費を前項に規定する額に加算することができる。

第3条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅

館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これらの宿泊施設を供与することができる。

第4条第1項中「他に」を削り、「施設とする」を「ものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 応急仮設住宅の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設し、供与するもの（次項において「建設型仮設住宅」という。）
- (2) 民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（第4項において「借上型仮設住宅」という。）
- (3) その他適切な方法により供与するもの

第4条第3項を次のように改める。

3 建設型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。

- (1) 設置に当たっては、原則として公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とすること。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に複数の建設型仮設住宅を設置した場合は、次のア又はイに掲げる戸数の区分に応じ、当該ア又はイに定める施設を設置することができること。
  - ア 50戸以上 居住者の集会等に利用するための施設（イにおいて「集会施設」という。）
  - イ 50戸未満 戸数に応じた小規模な集会施設
- (4) 福祉仮設住宅（高齢者、障がい者その他の日常生活において特別な配慮を必要とする複数の者に供与する施設であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有するものをいう。）を建設型仮設住宅として設置することができること。
- (5) 建設型仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置すること。
- (6) 建設型仮設住宅を供与することができる期間は、当該建設型仮設住宅の完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限内とすること。
- (7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復（以下この号において「解体撤去等」という。）のために支出できる費用は、当該解体撤去等に要する実費とすること。

第4条第4項を次のように改める。

4 借上型仮設住宅は、次に定めるところにより供与する。

- (1) 1戸当たりの規模は、前項第2号に定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主若しくは仲介業者との契約に不可欠なものとして当該地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 前項第6号の規定は、借上型仮設住宅を供与することができる期間について準用すること。

第4条第5項から第7項までを削る。

第5条第1項中「、住家に被害を受け炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同条第2項中「1,140円」を「1,160円」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第7条第1項中「船舶の遭難」を「全島避難」に、「喪失し、又は毀損し」を「喪失、損傷等により使用することができず」に改め、同条第3項中「次の額の範囲内」を「次に掲げる額以内」に改め、同項第1号の表中

「

円 18,500	円 23,800	円 35,100	円 42,000	円 53,200	円 7,800
円	円	円	円	円	円

を

30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
--------	--------	--------	--------	--------	--------

「

18,800 <sup>円</sup>	24,200 <sup>円</sup>	35,800 <sup>円</sup>	42,800 <sup>円</sup>	54,200 <sup>円</sup>	7,900 <sup>円</sup>
31,200 <sup>円</sup>	40,400 <sup>円</sup>	56,200 <sup>円</sup>	65,700 <sup>円</sup>	82,700 <sup>円</sup>	11,400 <sup>円</sup>

に改め、同項第2号の表中

「

6,000 <sup>円</sup>	8,100 <sup>円</sup>	12,200 <sup>円</sup>	14,800 <sup>円</sup>	18,700 <sup>円</sup>	2,600 <sup>円</sup>
9,800 <sup>円</sup>	12,800 <sup>円</sup>	18,100 <sup>円</sup>	21,500 <sup>円</sup>	27,100 <sup>円</sup>	3,500 <sup>円</sup>

を

「

6,100 <sup>円</sup>	8,300 <sup>円</sup>	12,400 <sup>円</sup>	15,100 <sup>円</sup>	19,000 <sup>円</sup>	2,600 <sup>円</sup>
10,000 <sup>円</sup>	13,000 <sup>円</sup>	18,400 <sup>円</sup>	21,900 <sup>円</sup>	27,600 <sup>円</sup>	3,600 <sup>円</sup>

に改める。

第11条第1項中「半焼し、若しくは半壊し」を「半焼、半壊その他これらに準ずる程度の損傷を受け」に改め、同条第2項中「584,000円」を「次に掲げる額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 595,000円
- (2) 半焼又は半壊に準ずる程度の被害を受けた世帯 300,000円

第12条第3項中「次の各号に掲げる金額の範囲内」を「次に掲げる額以内」に改める。

第13条第1項中「学用品を」を削り、「毀損し」を「損傷等したことにより学用品を使用することができず」に、「以下」を「第3項において」に改め、同条第3項中「次の額の範囲内」を「次に掲げる額以内」に改め、同項第2号中「4,400円」を「4,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「5,100円」を「5,200円」に改める。

第14条第3項中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改める。

第14条の3第3項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項第2号中「による」を「によること」に改め、同号イ中「5,300円」を「5,400円」に改める。

第14条の4第2項中「その額は、」の次に「当該市町村内において障害物の除去を行った」を加え、「135,400円」を「の平均が137,900円」に改める。

第15条第1項第1号中「避難」の次に「に係る支援」を加える。

第26条中「次の範囲内」を「次に掲げる額以内」に改め、同条第1号ア中「22,700円」を「21,900円」に改め、同号ウ中「15,200円」を「15,000円」に改め、同号エ中「14,400円」を「14,600円」に改め、同号オ中「16,200円」を「16,100円」に改め、同号カ中「21,300円」を「21,400円」に改め、同号キ中「19,400円」を「19,500円」に改め、同号ク中「21,100円」を「21,200円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第47号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5から備考10までを備考4から備考9までとする。

別表第2中「除き」を「除く」に、「A階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割」を「A階層及びC階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割」に改める。

別表第3中備考5を備考6とし、備考2から備考4までを備考3から備考5までとし、備考1の次に次のように加える。

- 2 所得割の額を算定する場合において、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定（別表第3備考6の規定を除く。）は、令和元年7月分以後の費用徴収について適用する。

（経過措置）

- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年7月1日前に児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（令和元年島根県規則第41号）による改正前の児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第3条第1項各号に掲げる措置又は事業の実施を受けた被措置者等であって、同日以後引き続き当該措置等を受けているものに係る措置費等の徴収額については、当該措置等が終了する日までの間は、旧規則第3条の規定により算出した額又は新規則第3条の規定により算出した額のいずれか低い額とする。

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県規則第48号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第208条に規定する受託者」を「又は農業共済組合から業務の委託を受けた者（第7条第3項において「受託者」という。）」に改める。

第2条中「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」を「農業保険法第2条第1項に規定する農業共済事業」に改める。

第7条第3項中「理事」の次に「（受託者にあつては、監事等以外の役員。以下同じ。）」を加える。

第10条第2項中「農業共済組合の監事」を「組合等の監事等」に改める。

第15条第2項中「組合等に」を「理事に」に改める。

別記様式第1号裏面中「及び農業保険法第208条に規定する受託者」を「又は農業共済組合から業務の委託を受けた者」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第430号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第431号

令和元年島根県告示第242号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 明 だ け る 通 知 の 相 手 方
浜田市金城町小国イ829	栗栖 龍之助
浜田市金城町小国ハ418-3	田中 春起
浜田市金城町小国ハ427-1	稲田 初枝

浜田市金城町小国ハ428-2	澤田 アヤミ
浜田市金城町小国ハ433-2	大屋 芳則

**島根県告示第432号**

令和元年島根県告示第243号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町小国イ880-1 からイ880-3 まで	栗栖 恒弘
浜田市金城町小国ハ199-5、ハ201、ハ416-1、ハ416-2	大屋 芳則
浜田市金城町小国ハ435-20	野村 忠昭

**島根県告示第433号**

令和元年島根県告示第291号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市金城町波佐イ1132-9	岡本 光弘
浜田市金城町波佐イ1189-65、イ1189-88、イ1189-100、イ1189-101	沖田 利和
浜田市金城町波佐イ1354-1、イ1354-2	加納 昭則

**島根県告示第434号**

令和元年島根県告示第353号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町栃木888-3	小谷 多美代

## 島根県告示第435号

令和元年島根県告示第352号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市弥栄町栃木1102-7、1107-1	佐々木 幸治
浜田市弥栄町栃木1102-10	小松原 重康
浜田市弥栄町栃木1121-5、1121-7、1121-10、1121-11、 1123-2、1124、1125-1、1125-2	小松原 赳
浜田市弥栄町栃木1122-6、1125-4	日原 三千太
浜田市弥栄町栃木1122-7、1122-8、1129-1	小松原 巖
浜田市弥栄町栃木1156-47	杉泊 兼夫

## 島根県告示第436号

令和元年島根県告示第281号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町井野口725、口748	肥後 芳二
浜田市三隅町井野ハ267内1、ハ921、ハ928	山本 安夫
浜田市三隅町井野ハ931	片山 伴市
浜田市三隅町井野ハ931	竹内 勝繁
浜田市三隅町井野ニ739、ニ2074-3	成田 勝利
浜田市三隅町井野ヘ1921	柳子 弘
浜田市三隅町井野ヘ1930	辻田 キクヨ
浜田市三隅町井野ト446	田原 正
浜田市三隅町井野ト454、ト454続1	清水 繁美

## 島根県告示第437号

令和元年島根県告示第290号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也



保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町朝倉カタン畠22、22-1	渡邊 榮造
鹿足郡吉賀町朝倉掛ノ下477、部屋屋敷476	河野 未治
鹿足郡吉賀町朝倉掛ノ下477、部屋屋敷476	坂崎 十一
鹿足郡吉賀町朝倉坂折山1438-18	竹本 茂
鹿足郡吉賀町朝倉大迫湍尻1578	能美 貞夫
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1648-9、1648-10、1648-13	藤永 勇
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1648-12	斉藤 隆夫
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1648-14、天狗松1653	吉村 司
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1648-16、中ノ谷1663、猪谷1755-5	大庭 朋子
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1654-3から1654-5まで、中ノ谷1662	能美 虎雄
鹿足郡吉賀町朝倉右ヶ迫1654-6	能美 岩太
鹿足郡吉賀町朝倉善平衛休1680	見川 ナミ
鹿足郡吉賀町朝倉千石餅1705	斎藤 一則
鹿足郡吉賀町朝倉隠居屋敷1786-1	斉藤 安幸
鹿足郡吉賀町朝倉小丸子1787	能美 長史
鹿足郡吉賀町朝倉大元1883-3	沖永 是明
鹿足郡吉賀町朝倉岩穴2080、2081	岡 純子
鹿足郡吉賀町朝倉岩穴2080、2081	渋谷 正子

## 島根県告示第438号

令和元年島根県告示第318号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を知夫村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
隠岐郡知夫村字橋口76-1	安藤 堅二郎
隠岐郡知夫村字大崎80-1	木下 孝
隠岐郡知夫村字大崎88-1	大空 甚八
隠岐郡知夫村字大崎89-2	大空 榮
隠岐郡知夫村字松ヶ崎97-2	大空 市松
隠岐郡知夫村字松ヶ崎99-1	影原 正太郎
隠岐郡知夫村字松ヶ崎103	岡山 正一
隠岐郡知夫村字小浜147-2	竹川 才次郎
隠岐郡知夫村字竹島234-2	川邊 ふみよ
隠岐郡知夫村字黒崎238-1、238-2	吉田 浩二
隠岐郡知夫村字坪水258-2	向濱 岩松
隠岐郡知夫村字坪水259	小西 トメ

隠岐郡知夫村字坪水260	崎 元四郎
隠岐郡知夫村字坪水261-2	中濱 鉄一
隠岐郡知夫村字坪水264-2	井脇 樽松
隠岐郡知夫村字イモウレ350-2	渡部 正夫
隠岐郡知夫村字棚畑ヶ719-2	野津 由次郎
隠岐郡知夫村字棚畑ヶ721-2	掛上 悦江
隠岐郡知夫村字棚畑ヶ721-2	道根 珠江
隠岐郡知夫村字棚畑ヶ721-2	橋本 澄江
隠岐郡知夫村字郡957-1	村社天皇原神社
隠岐郡知夫村字郡968	渡部 周太郎
隠岐郡知夫村字郡969-2	山下 サイ
隠岐郡知夫村字郡969-3	田下 茂久
隠岐郡知夫村字尾崎1200-2	鹿島 重雄
隠岐郡知夫村字尾崎1201-2	渡部 利市
隠岐郡知夫村字日ガイ谷1856-2、字ヒガへ谷2863-1	松本 萬壽夫
隠岐郡知夫村字御コシ2490、2491	道川 俊光
隠岐郡知夫村字横尾3314、3322	仲濱 一男
隠岐郡知夫村字ミコダへ3528-1	奥川 佐市
隠岐郡知夫村字ミコダへ3530	脇坂 貞美
隠岐郡知夫村字ミコダへ3532-1	小西 タイ
隠岐郡知夫村字ミコダへ3538-2、字カケワキ3546	山脇 松若
隠岐郡知夫村字ミコダへ3538-3	道下 澤之進
隠岐郡知夫村字ミコダへ3538-3	道下 松治郎
隠岐郡知夫村字カケワキ3539-1	杉山 岩次郎
隠岐郡知夫村字カケワキ3539-1	吉本 サイ
隠岐郡知夫村字カケワキ3543-1	瀧川 清
隠岐郡知夫村字カケワキ3544-1	橋本 キヨ
隠岐郡知夫村字ワシガ尾3553-1	山田 乙次郎
隠岐郡知夫村字ワシガ尾3556-1	亀山 才次郎
隠岐郡知夫村字ワシガ尾3556-2	長畑 権太郎
隠岐郡知夫村字ワシガ尾3557-1	道川 徳光
隠岐郡知夫村字タテノ峯3563-1	下部 サヒ
隠岐郡知夫村字タテノ峯3563-1、3564-1、3565-1	渡辺 諄三
隠岐郡知夫村字タテノ峯3566-1	長畑 比古五郎
隠岐郡知夫村字タテノ峯3570-1	前横 乙次郎
隠岐郡知夫村字白島3576-1	南 不二江
隠岐郡知夫村字白島3580-2、字白海土坂3863、3864	渡部 真也
隠岐郡知夫村字矢庭3716	道川 俊光
隠岐郡知夫村字門ノ向3722	井尻 恒教
隠岐郡知夫村字下大床原3797-1、3797-2	長畑 関次郎
隠岐郡知夫村字下大床原3807-2	道川 一史
隠岐郡知夫村字白海土坂3858-2	山田 昭

---

隠岐郡知夫村字赤島3934	山 伊勢松
隠岐郡知夫村字赤島3937	新谷 才徳
隠岐郡知夫村字渡津平3961	渡津神社

---

**島根県告示第439号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第769号による保険に付すべき義務は、令和元年11月26日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖東部加入区

---

**島根県告示第440号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成27年島根県告示第768号による保険に付すべき義務は、令和元年11月26日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和元年12月6日

島根県知事 丸 山 達 也

松江市加入区

---